

## 地方分権推進委員会の第3次勧告及び第4次勧告に関する対処方針

平成9年10月21日

閣議決定

「地方分権推進委員会第3次勧告」（平成9年（1997年）9月2日）及び「地方分権推進委員会第4次勧告」（平成9年（1997年）10月9日）を最大限に尊重し、速やかに地方分権推進計画作成のための所要の作業を進める。

さらに、地方分権推進委員会第1次勧告（平成8年（1996年）12月20日）及び第2次勧告（平成9年（1997年）7月8日）と併せ、地方分権推進法（平成7年法律第96号）に定める基本方針に即して、平成10年（1998年）の通常国会が終了するまでのできるだけ早い時期に地方分権推進計画を作成し、地方分権を総合的かつ計画的に推進する。